

(1) 計画の趣旨・経緯

- ◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、**新型インフルエンザ等の新たな感染症危機発生時に**、市民の生命及び健康を保護し、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう、**感染症危機への対策に関する基本方針や各段階において実施する措置、関係機関の役割等**を示す計画。
- ◆ 同法第8条に規定される**市町村行動計画**として「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年に策定。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症への対応や課題を踏まえ、令和6年（2024年）7月に「**政府行動計画**」が約10年ぶりに**抜本的に改正**されたことを受け、令和7年（2025年）3月に「**熊本県行動計画**」が**改定**され、**市行動計画においても、県行動計画に基づき改定**する。
- ◆ 今般の改定後は、**概ね6年ごとに改定**。新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対応経験を基に随時見直しを行う。

(2) 計画の目的

①市民の生命及び健康の保護

- ・平時から医療提供体制の整備を推進することにより、治療を要する患者に適切に医療を提供し、重症者や死亡者を最小化する。
- ・感染拡大措置により流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチン接種体制を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減させる。

②市民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて適切に対策を切り替え、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

(3) 市新型インフルエンザ等行動計画と市感染症予防計画

	新型インフルエンザ等対策行動計画 ※令和7年度改定予定	熊本市感染症予防計画 ※令和6年3月策定
概要	新型インフルエンザ等感染症等の対策に関する基本的な方針や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法	感染症法
法の目的	新型インフルエンザ等感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする	感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること
対象となる感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症 新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症 ・指定感染症 病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの ・新感染症 全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一類～五類感染症 ・新型インフルエンザ等感染症 新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症 ・指定感染症 病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの ・新感染症 全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
計画策定の主体	政府、都道府県、市町村	都道府県、保健所設置市
記載事項	①実施体制～⑬市民生活・経済の安定確保の13の対策項目 ※後述	（保健所設置市必須または任意の項目） ○予防及びまん延防止 ○検査の実施体制及び検査能力の向上 ○医療提供体制の確保 ○患者移送体制の確保 ○外出自粛対象者の療養生活等の環境整備 ○人材の養成及び資質の向上 ○保健所の体制強化、緊急時における対応 ○人権の尊重 など

※市新型インフルエンザ行動計画改定にあたっては、市感染症予防計画等関連する計画との整合性を図る。

(4) 計画改定のポイント

① 平時の準備の充実

- ◆対策を切り替えるべきタイミングを明確化する観点から3期に再編
- ◆発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて、柔軟に対策を切り替え

準備期（平時）	新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を探知して以降、国が発生を公表し、特措法に基づく市対策本部を設置するなど初動対応にあたる期間
対応期	国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染対策に移行するまでの期間

② 対策項目の拡充と複数の対策項目に共通する横断的視点

【対策項目の拡充】

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新たに項目を追加・独立、記載内容を具体化

➔ 従来の6項目から13項目に拡充し、各項目における平時の備え(準備期)を充実

① 実施体制	⑥ まん延防止	⑪ 保健
② 情報収集・分析	⑦ ワクチン	⑫ 物資
③ サーベイランス	⑧ 医療	⑬ 市民生活・経済の安定確保
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	⑨ 治療薬・治療法	
⑤ 水際対策	⑩ 検査	

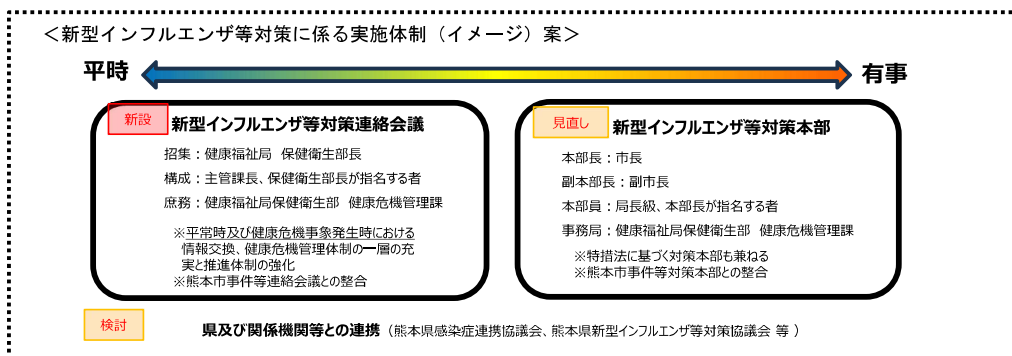
【複数の対策項目に共通する横断的視点】

<p>人材育成</p> <p>実践的な訓練・研修を通じて、感染症危機管理に携わる人材を育成</p>	<p>国・県・市町村の連携</p> <p>平時からの役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築</p>	<p>DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進</p> <p>有事での活用も念頭に、平時業務におけるICT化等を着実に推進</p>
---	--	--

③ 行動計画の実効性確保のため実施体制を見直し

平時から実施体制を整備し、有事には迅速に体制を移行し、一体となって対策を実施する。

- (1) 対策の実施体制を明確化する。
(対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整、意思決定や指揮命令等)
- (2) 市感染症予防計画の実効性を担保する市健康危機管理対処計画に基づき、時期区分(発生段階)ごとに生じる業務や必要となる人員数等の整備をおこなう。
- (3) 有事における各課の業務を整理するとともに、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定する。



熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について

(5) 計画の構成

※政府行動計画に倣う

第1章 熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要
1 計画の趣旨・経緯
2 計画の位置づけ・期間
3 特措法の意義及び概要
4 計画改定の背景
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
1 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 (1) 対策の目的及び基本的な戦略 (2) 対策の基本的な考え方 (3) 時期区分及び有事のシナリオの想定 (4) 対策実施上の留意事項 (5) 対策推進のための役割分担
2 新型インフルエンザ等対策の項目と横断的視点 (1) 主な対策項目 (2) 各対策項目の基本的な考え方 (3) 複数の対策項目に共通する横断的視点
3 市行動計画の実効性を担保するための取組等 (1) 国立健康危機管理研究機構 (JIHS) の果たす役割 (2) 市行動計画の実効性確保 (3) 対策の実施体制
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み
※発生段階（準備期、初動期、対応期）に応じて各対策13項目に沿った対策を規定

(6) 改定の進め方

- 新型インフルエンザ等対策推進本部・推進幹事会で審議
- 学識経験者からの意見徴取
- パブリックコメントの実施

(7) 今後のスケジュール（予定）

時期	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討内容	改定内容検討				素案			最終案		完成公表
会議等			● 推進本部幹事会			● 学識経験者からの意見徴取		● パブリックコメント		
					● 推進本部幹事会 ● 推進本部会議				● 推進本部幹事会 ● 推進本部会議	
議会	● 概要			● 進捗報告			● 素案			● 最終案